

(別紙)

農林水産部における建設工事指名業者選定基準の 地域貢献に関する取扱い

(令和 7 年 4 月 1 日施行)

建設工事指名業者選定基準の運用基準の別表の留意事項「9 地域貢献」の農林水産部における取扱いは、以下の通りとする。

1. 過去 2 年間に県内で発生した災害（地震、風水害等）に対して、パトロールや応急復旧等で緊急に出動した実績について
 - 1) 対象とする災害は、地震、風水害、その他の災害（主に雪害）とする。
 - 2) 対象業務は、パトロール・応急措置・応急復旧工事とする。
 - 3) 実績は、原則として「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本（農林水産部の各出先機関との細目）協定」に基づく出動実績とする。
 - 4) 活動実績評価は 5 段階とし、評価の基準は、1 災害時緊急に対応した出動人員によることとする。その基準は下記のとおり
 - A：延べ 6 人以上の人員によりパトロール、応急措置・応急復旧工事を実施。（夜間、深夜、早朝の時間外活動に限る）
 - B：延べ 6 人以上の人員によりパトロール、応急措置・応急復旧工事を実施。
 - C：延べ 5 人以下の人員によりパトロール、応急措置・応急復旧工事を実施。
 - D：パトロール、及び簡易な応急措置を実施。
 - E：パトロール
 - 5) 災害時の出動実績（別表 様式一 1）は関係機関に通知するとともに、農林水産政策課の庁内ホームページに掲示する。
 - 6) 各年度の出動実績は、出先機関の長が前年度の実績を農林水産政策課長へ報告するものとする。
2. 過去 5 年間に県内で発生した家畜伝染病に対して、防疫対策業務で緊急に出動した実績について
 - 1) 実績は、原則として「家畜伝染病発生時における防疫対策業務に関する基本（細目）協定」に基づく出動実績及び防疫対策業務に関する緊急的な契約に基づく出動実績とする。
 - 2) 家畜伝染病発生時の出動実績（別表 様式一 2）は関係機関に通知するとともに、農林水産政策課の庁内ホームページに掲示する。
 - 3) 各年度の出動実績は、畜産課長が前年度の実績を農林水産政策課長へ報告するものとする。

データの更新時期は毎年 6 月 1 日とし、それまでの期間は前年度の実績データを使用するものとする。